る事業年度終了の日までの間に行う接続料相当額指数の算定については、次の式中「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数」とあるのは「100」と、「前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とあるのは、「最初に接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」とする。

接続料相当額指数＝前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額指数×（接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額÷前事業年度終了の日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額）

（卸電気通信役務の提供に係る申立て）

第二十五条の九　法第三十九条において準用する法第三十五条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の二の申立書を、法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は様式第十九の三の申立書を提出しなければならない。

様式第18の５（第25条の５関係）

［略］

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したので、電気通信事業法第38条の２第１項の規定により、届け出ます。

［表略］

［注１　略］

２　「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」（「当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称」を除く。）の各事項について第25条の７第４号の表の上欄１の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が二以上の場合にあつては、当該電気通信事業者において共通の事項と差異がある事項に分けて記載すること。

［３～５　略］

様式第18の７（第25条の７の３関係）

［略］

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第38条の２第１項の規定により、届け出ます。

［表略］

［注１・２　略］

様式第18の８（第25条の７の４関係）

［略］

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第38条の２第１項の規定により、届け出ます。

［表略］

［注１・２　略］

様式第19の２（第25条の９関係）

特定卸電気通信役務に関する命令申立書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

（卸電気通信役務の提供に係る申立て）

第二十五条の九　法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の二の申立書を提出しなければならない。

様式第18の５（第25条の５関係）

［同左］

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したので、電気通信事業法第38条の２の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注１　同左］

２　「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」（「当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称」を除く。）の各事項について第25条の７第４号の表の上欄１の項に掲げるＦＴＴＨアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者が二以上の場合にあつては、当該電気通信事業者において共通の事項と差異がある事項に分けて記載すること。

［３～５　同左］

様式第18の７（第25条の７の３関係）

［同左］

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について次のとおり変更したので、電気通信事業法第38条の２の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注１・２　同左］

様式第18の８（第25条の７の４関係）

［同左］

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を廃止したので、電気通信事業法第38条の２の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注１・２　同左］

［新設］